

提出上の留意事項

1 はじめて乳幼児（義務教育就学児、こども）医療費助成対象者非該当届書を提出する場合

- (1) 被扶養者が乳幼児（義務教育就学児、こども）医療助成対象年齢に該当している場合で、基準総所得の制限により、市区町村から医療費の自己負担額への助成が行われないときは、非該当届書を速やかに提出してください。

提出後、定められた計算方法により、非該当期間中の共済組合又は互助会の医療給付金を支給します。

- (2) 組合員との続柄欄については、長男、長女、次女、次男…と記入願います。
- (3) 非該当となる期間については、その期間を確認できる市区町村からの乳幼児（義務教育就学児、こども）医療費助成が受けられないことを確認できる書類の写しを必ず添付してください。紛失した場合は、該当市区町村に相談の上、再交付を受けて提出してください。

2 非該当届書を提出後、変更が生じた場合

- (1) 非該当届書を提出後、その年の総所得額により、市区町村の医療費助成対象に変更になった場合は、非該当変更届書を提出してください。その際、必ず乳幼児（義務教育就学児）医療費受給資格証の写しを添付してください。
- (2) 医療助成年齢は、市区町村ごとに定められ、その年齢は様々です。

そのため、他の市区町村へ転入後においても、引き続き医療費助成対象者の非該当となり、かつ医療費助成の非該当期間が変更になる場合は、転入後の変更届書を速やかに提出してください。その際、転入後の該当市区町村からの医療費助成が受けられないことを確認できる書類の写しを必ず添付してください。

なお、被扶養者の資格を喪失した場合や乳幼児（義務教育就学児）医療助成終了年齢に達したときは、変更届書の提出は不要です。

3 その他

- (1) 夫婦ともに、公立学校共済組合員で、対象者の扶養替えの場合は、新たに被扶養者認定をした組合員からの非該当届書が必要です。なお、被扶養者取消手続きをした組合員からの変更届は不要です。
- (2) 届書の提出が遅れますと、支給処理が遅くなったり、また支給済みの共済組合、互助会家族療養費を返納していただくことがあります。
- (3) 組合員と医療助成対象者の住所が異なる場合、適用の市区町村名は、対象者の住所を記入願います。

個人情報保護法に基づく公表事項

1 利用目的

公費負担医療助成届出書に記載された個人情報については、共済組合及び互助会からあなたに給付する医療費の算出に利用するとともに、市区町村があなたに公費負担医療費助成を実施するに当たり、照会があった場合に提供します。

2 提供する個人データの項目

公費負担医療助成届出書に掲載されたすべての事項が対象になります。また、この届出に関連する医療費等（受診者氏名、支給年月日、診療年月、医療費総額、一部負担金額、高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金）も対象になります。

3 提供方法

居住地の市区町村の帳票によって提供します。

4 同意されない場合

同意されない場合は、本人の求めに応じて個人情報の提供を停止することができますので、短期給付担当（048-830-6696）にお申し出ください。

なお、個人情報保護に関する方針は、公立学校共済組合埼玉支部のホームページ及び「福利のしおり」を参照してください。